

答 申 書

千歳市廃棄物減量等推進審議会

令和7年11月14日

千歳市長 横田 隆一様

千歳市廃棄物減量等推進審議会

会長 唐澤 直樹



家庭廃棄物処理手数料の見直し等について（答申）

令和7年7月31日付け千管総第61号で、当審議会に対する諮問のうち、下記のことについて、次のとおり答申します。

記

1 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて

以上

家庭廃棄物処理手数料の見直しについて

1 改定の考え方

千歳市廃棄物減量等推進審議会では、千歳市長からの諮問を受け、令和7年7月31日、9月8日及び11月10日の3回にわたり審議会を開催しました。

審議にあたっては、これまでの改定の経過を把握するとともに、千歳市における廃棄物処理の現状と処理原価の状況、処理原価比の設定に関する比較検討、他市の処理手数料の現状等について慎重に審議を行いました。

審議の過程では、平成13年環境省告示の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、「ごみ減量・リサイクルを推進するための動機付け」、「費用負担の公平性」や「適正な処理費用」を基本とし、今回の見直しに係る手数料算定においては、処理経費を処理量で除した「処理原価」の推移を検証し、適正な処理手数料となっているかを確認しました。

今回の算定に用いる処理経費については、廃棄物の収集・運搬・処理に要する経常的な処理経費を基本としており、令和6年度から供用を開始した道央廃棄物処理組合の焼却処理施設の建設費用については、今回の見直しに係る算定期間で負担しているが、世代間の均衡を図るため次期改定の検証を行う令和6年度からの処理経費に計上すること、また、直接搬入に係る処理手数料についても、実態に即した算定が行われていること、処理原価に対する負担割合は、令和5年のコロナ禍以降の経済活動の回復やこれに伴う昨今の物価高騰などの情勢から、国からの支援や給付金の支給などに加え、他市の手数料水準も含めて総合的に判断し、従前と同様に3分の1としていることから、これらについては、いずれも妥当であるとししました。

今後の運用にあたっては、5年を目途に処理手数料の検証を実施することを基本とするものの、社会情勢などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて検証を行うほか、市民生活や経済活動に与える影響等を十分考慮したうえで、次のとおり意見を集約しましたので、答申いたします。

- 2 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて
 諮問の改定内容のとおりとすることが妥当である。

改定内容

家庭廃棄物処理手数料 (取扱区分)	処理原価	処理原価に 対する割合	改定額 (円)	現行額 (円)	増減額 (円)
(1)家庭廃棄物(し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水、プラスチック製容器包装及び規則で定める大型ごみを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1リットルにつき)	7.393 (円/ℓ)	1/3	2	2	—
(2)家庭廃棄物(プラスチック製容器包装に限る。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1リットルにつき)	3.344 (円/ℓ)		1	1	—
(3) 家庭廃棄物(規則で定める大型ごみに限る。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1個につき)	992.256 (円/個)		300	300	—
(4) 処理施設に搬入された家庭廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く。)を処分するとき。 (10kgにつき)	208.033 (円/10kg)		60	60	—